

議案第 41 号

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等  
に対する傷病手当金の支給に関する条例制定について

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等に対する傷  
病手当金の支給に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 4 月 22 日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の例に倣い、新型コロナウイルス感染症に感染  
したこと、又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することがで  
きない国民健康保険被保険者で、給与等の支払を受けている者に対し、一定の期間に限  
り、傷病手当金を支給するため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項の規定に基づき、市が行う国民健康保険の被保険者（給与等の支払いを受けている者に限る。）が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）に支給する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「給与等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除くものをいう。

(傷病手当金の額)

第3条 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3箇月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

(傷病手当金の支給期間)

第4条 傷病手当金の支給期間は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。以下同じ。）において、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までとし、その支給を始めた日から起算して1年6箇月を超えないものとする。

(傷病手当金と給与等との調整)

第5条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第3条の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第6条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、傷病手当金の支給に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

## 議案第 41 号資料

### 新型コロナウイルス感染症に感染した朝来市国民健康保険の被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例逐条解説

(趣旨)

第 1 条 この条例は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 58 条第 2 項の規定に基づき、市が行う国民健康保険の被保険者（給与等の支払いを受けている者に限る。）が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）に支給する傷病手当金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

国保の保険給付の種類のうち、傷病手当金は、任意給付に該当し、国庫負担の対象外で現行の法令では全額保険者負担となることから、国保の厳しい財政事情や様々な就業形態の被保険者間の公平性といった観点から、支給している保険者は全国的にない状況にあります。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、既に傷病手当金が支給対象となっている健康保険制度（いわゆる社保）と合わせるかたちで、国保被保険者のうち、サラリーマンとして給与の支払いを受けている「被用者」のみを対象として傷病手当金を支給することとしたものです。

(定義)

第 2 条 この条例において「給与等」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除くものをいう。

【解説】

健康保険で報酬とは、被保険者が事業主から労働の対償として受ける全てのもの（賃金、給料、俸給、手当、賞与等）を含むとされていますが、国保では報酬という概念がないため、まずは一般的に所得税法で規定されている「給与等」を定義しました。

健康保険法で傷病手当金を支給するに当たっては、臨時に受けるもの及び 3 箇月を超える期間ごとに受けるもの（賞与）は報酬の範囲外とされていることから、健康保険法で定義する賞与を除外しています。

(傷病手当金の額)

第 3 条 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 箇月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

【解説】

この条は、具体的な支給額を規定した条です。傷病手当の支給を始める日は、原則として労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日をいいます。（次条に規定）

具体的には、次に示す式で傷病手当金の支給額を算出します。

$$(1日当たりの支給額) = (\text{直近の継続した3か月の給与収入の合計額}) \div (\text{就労日数}) \cdot \cdot \textcircled{A}$$
$$\textcircled{A} \times 2/3 \times (\text{支給対象となる日数})$$

(例) 直近の3か月の給与収入合計額を27万円、就労日数を30日とすると・・

$$270,000 \text{円} \div 30 \text{日} = 9,000 \text{円} \cdot \cdot \cdot \textcircled{A}$$

コロナ感染症に感染し休業した日数（支給対象日数）を14日間とすると・・

$$9,000 \text{円} \times 2/3 \times 14 \text{日} = 84,000 \text{円} \cdot \cdot \cdot \text{支給額}$$

なお、ただし書の規定は、1日当たりの傷病手当金の支給額の上限を規定（健康保険法に合わせた）したもので、令和2年3月現在30,887円となっています。

#### （傷病手当金の支給期間）

**第4条** 傷病手当金の支給期間は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。以下同じ。）において、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日までとし、その支給を始めた日から起算して1年6箇月を超えないものとする。

#### 【解説】

労務に服することができない期間の判断については、今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安（発熱が4日以上続く、倦怠感や呼吸困難がある等）に該当することが前提条件であり、医療機関受診状況は医療機関からの証明やレセプト情報で、就労状況は雇用主の証明で判断することになります。その場合、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合についても、傷病手当金の支給対象となります。

支給期間については、当該感染症に伴う入院が継続した場合を想定し、健康保険と同様、最長1年6箇月としています。

#### （傷病手当金と給与等との調整）

**第5条** 新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第3条の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

#### 【解説】

この条は、新型コロナウイルス感染症に感染したとしても、事業主から給与等が支給される場合は、傷病手当金は支給しない旨を定めた条です。ただし、給与等の一部を受け取ったものの、その額が第3条の規定により算出した傷病手当金より少ないときは、その差額を支給します。

**第6条** 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合において、その受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

**2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。**

**【解説】**

この条は、本来受け取ることが可能な給与等の全部又は一部を、事業主の都合により受けることができなかつた場合の措置を規定したものです。

こうした場合に何らかの救済措置を講じなければ、給与等の支払いもなく、傷病手当金の支給もないので、被保険者の収入は途絶し、生活困窮の状態に陥るため、この条において、救済規定を設けたものです。当然、第3条の規定により算出した傷病手当金の額が上限となり、事業主から一部が支払われている場合は、差額を支給することになります。ただし、本来は事業主が支払うべき金額であり、立替え払い的性格を有するものであるから、保険者は、事業主から、支給した額を徴収することになります。

**(委任)**

**第7条 この条例に定めるもののほか、傷病手当金の支給に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。**

**【解説】**

この条は、傷病手当金の支給に関し、他に必要な事項を定めることの市長への委任を定めるものです。

**附 則**

**この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。**

**【解説】**

附則は、本年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症に感染者が確認されたことを踏まえ、支給開始日を令和2年1月1日とし、その適用期間は規則で定める日までとします。